

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示	
○特定海洋生物資源の採捕の停止の命令（漁業管理課）	
（9・27掲示）	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知（2件）	1
（治山林道課）	
○土地収用法に基づく事業の認定	1
（用地対策課）	
○地籍調査の事業計画の一部変更	3
（ 〃 ）	
○道路の区域変更（2件）	3
（道路課）	
公告	
○公文書の開示の平成29年度運用状況	3
（文書情報課）	
○個人情報保護制度の平成29年度運用状況	5
（ 〃 ）	
落札公告	
○落札者等の公告（2件）	7
（教育委員会事務局教育政策課）	

告 示

高知県告示第778号
 くろまぐろ（30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。）の採捕の数量が、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第1項の規定による県の計画において定める知事管理量の期間別（平成30年9月）の数量を超えたため、同法第10条第2項の規定により、平成30年9月27日から同月30日までの間、くろまぐろをとることを目的とする採捕の停止を命ずる。
 平成30年9月27日（掲示済）
 高知県知事 尾崎 正直

高知県告示第784号
 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
 平成30年10月5日
 高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林とし

て指定された目的
 次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
 昭和58年2月農林水産省告示第185号

2 変更に係る指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 変更しない。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第785号
 農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
 平成30年10月5日
 高知県知事 尾崎 正直

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
 次に掲げる告示で定めるところによる。
 昭和58年2月農林水産省告示第202号（五に限る。)

2 変更に係る指定施業要件
 (1) 立木の伐採の方法
 変更しない。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第786号
 土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。
 平成30年10月5日
 高知県知事 尾崎 正直

1 起業者の名称
 土佐市

2 事業の種類
 土佐市新庁舎建設事業

3 起業地
 (1) 収用の部分
 土佐市高岡町明官寺及び土佐市高岡町中町南側地内
 (2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由
 平成30年8月14日に土佐市から申請があった土佐市新庁舎建設事業（以下「本件事業」という。）に関する事業認定の理由は、次のとおりである。
 (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
 本件事業は、土佐市の中心的役割を担っている市庁舎を新たに整備する事業である。
 本件事業で整備する施設は、土佐市が経年劣化により大規模地震等災害時に倒壊又は崩壊の危険性が高いとされるものを新たに整備するものであることから、土地収用法第3条第31号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する庁舎、工場、研究所、試験所その他直接その事務又は事業の用に供する施設」に該当する。
 したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
 本件事業の起業者である土佐市は、地方公共団体であり、本件事業に要する経費及びその財源についての予算措置も講じられていることから、本件事業を施行する権能を有すると認められる。
 したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について
 本件事業の施行により得られる公共の利益について
 土佐市は、高知県のほぼ中央部に位置し、日本でも有数の清流である仁淀川の河口域に広がっており、市域は東西約16キロメートル、南北約12キロメートル、面積は91.49平方キロメートル、人口が27,300人（平成30年5月1日現在）の市である。
 市の中央を高知自動車道と国道56号線とが横断しており、自動車による広域交通網が整備され、高知市の中心部まで約30分で移動することが可能である。
 土佐市の既存庁舎は、本庁舎を中心に、西庁舎、北庁舎（以下「既存3庁舎」という。）により構成されている。既存3庁舎はいずれも経年劣化が進んでおり、平成12年以降に実施した耐震診断では、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性があるとされ、中でも本庁舎及び北庁舎については、さらに崩壊する危険性が高いと診断されている。このような状況下では、懸念される大規模地震災害時に市の拠点施設である庁舎が機能不全に陥り、早期の地域復旧・復興の役割を果たすことが困難になるなどの重大な危機が危惧されるため、現行の耐震基準に沿った新庁舎の整備が急務となっている。

また、既存3庁舎は、庁舎の分散化や狭隘化等の課題も抱えている。まず、分散化については、既存3庁舎が個々に分散していることから、市民は建物が異なる各窓口を訪問せざるを得ない場面も多く、非常に利便性が悪い状況であるとともに、職員にとっても、課同士の連携が取りづらく、事務効率の低下を招いている。また、狭隘化等については、既存3庁舎内の待合や通路の面積、相談スペース等が十分でないことから、市民のプライバシーや個人情報の保護に配慮された建物となっていない状況である。

以上のことから、窓口機能の分散化の解消、プライバシーや個人情報の保護に配慮する観点からも、既存3庁舎を一体利用することができることを基本に速やかな改善が必要である。

さらに、既存3庁舎の来庁者用駐車場は、現在35台分（うち17台分は、借地に対応。）しかなく、敷地が大変狭小であることから、恒常的な駐車場不足が発生している。特に、雨天時や繁忙期には駐車場内が混雑し、狭隘な駐車場内を歩行者と車両とが入り交じり行き来している状態は、非常に危険性が高く、利便性も悪い状況となっていることから、交通事故防止及び利用者の利便性の向上を図るためにも、駐車場の改善は喫緊の課題となっている。

これらのことから、市では、庁舎のあり方を検討するため、土佐市新庁舎建設基本構想策定委員会を立ち上げ、市民アンケートを実施して新庁舎の構想づくりを進めた。市では、市民アンケートの結果を大いに反映することとして、平成25年3月に「土佐市新庁舎基本構想」を策定した上で、より良いまちづくりの視点から協議を重ね、起業地の場所については、所在地が津波浸水予測区域外（海拔8.9メートル）であること、市民の認知度も非常に高いこと、また、アクセスも良く立地性に優れていることなどから、所在地以外は考えられないことを市として結論付けた。平成29年7月には、「土佐市新庁舎基本構想」で示した基本的視点をより具体的に整理した「土佐市新庁舎建設基本計画」を策定し、庁舎に必要な考え方、庁舎の想定規模等の整理を行った結果、新庁舎は集約と利便性の観点から、既存3庁舎を統合することとし、これによって分散化の解消を図ることとしている。

また、狭隘の問題については、不足する面積を計画的に算定し、延べ床面積を現状の約1.2倍に拡大することで解決を見込んでいる。

さらに、来庁者用駐車場についても、必要台数を根拠に基づく算定方法により65台分と決定した上で、不足す

る駐車場を確保することとしており、利用者の利便性・安全性の向上を図ることとしている。

本件事業は、土佐市の中心的役割を担っている市庁舎を新たに整備するものであり、本件事業により、多くの市民に大きく貢献することができるものであることが言える。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は高知県環境影響評価条例（平成11年高知県条例第5号）の定めにより環境影響評価が義務付けられた事業には該当しないため、環境影響評価を実施しないが、大気汚染、騒音、水質汚濁、震動等については最大限の配慮を行うことから、周辺環境への影響は極めて少ないものとする。

文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する周知の文化財への影響については、土佐市教育委員会及び高知県教育委員会に問合せを行った上で、土佐市遺跡地図に基づき平成29年7月に試掘調査を実施した結果、本件事業の施行する区域内には周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しないことを確認している。

また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）又は高知県希少野生動植物保護条例（平成17年高知県条例第78号）の定めにより起業者が保護のため特別の措置を講ずべきとされた動植物について、高知県林業振興・環境部環境共生課に照会を行った結果、メッシュで見ると、環境省レッドデータブック及び高知県レッドリストに掲載されているコギンギンが確認されたが、起業地は市街地であり、大部分がアスファルトで覆われている場所であるため、起業地での標本採集や希少種の調査は行っていないこと、また、コギンギンが確認された地点は、起業地周辺ではないことなどにより、特別な措置を講ずるべき動植物が生息している可能性は極めて少ない。ただし、本件事業の施行に際しては、起業地に生息する動植物への影響を最小限に抑えるため、十分な配慮を行うものとしている。

以上のことから、本件事業の施行により失われる利益は、軽微であると認められる。

ウ 代替案の検討について

本件事業に係る起業地は、利用する市民の利便性等を考慮した上で、既存3庁舎の土地を含めた隣接地としている。既存3庁舎の隣接地3箇所を候補地に選定した上、社会的、経済的及びその他の条件から総合的に判断した結果、申請案である起業地は、他の候補地2案と比

較すると、社会的条件及びその他の条件とされる早期整備性において有利であると考えられることから、最も適地であることが言える。

このことから、本件事業の起業地が最も適切であると認められる。

また、本件事業により整備される施設面積は、既存3庁舎の職員数から、根拠となり得る事項、率等に基づき算定されていること、また、駐車場についても、来庁者数を把握した上で、必要駐車台数を根拠に基づく算定方法により決定されていることから、適当であると認められる。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益とを比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は、失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように、本件事業の起業地は、他の候補地と比較して最も適切であると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)のアで述べたように、本件事業は、経年劣化による老朽化した既存3庁舎が、現行の耐震基準を満たしておらず、早急な対策が望まれている。また、既存3庁舎を統合することにより、現状の分散・狭隘の課題をも解消することができるものとしていることは、市民の利便性向上に繋がるものである。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は、高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲に止められており、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までにおいて述べたように、本件事業は、土地収用法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、土地収用法第20条の規定に基づき、事業の認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

土佐市役所
高知県告示第787号

平成30年5月高知県告示第423号で告示した平成30年度における地籍調査の事業計画の定めの一部を変更したので、国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第5項の規定により次のとおり告示する。

平成30年10月5日

高知県知事 尾崎 正直

区分	調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
変更前	室戸市	室戸市佐喜浜町、室戸岬町及び吉良川町の各一部	平成30年度中
変更後		室戸市佐喜浜町、室戸岬町、吉良川町、室津及び浮津の各一部	
変更前	安芸市	安芸市赤野、古井、島及び大井の各一部	〃
変更後		安芸市赤野、古井、大井及び下山の各一部	

高知県告示第788号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年10月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 石鎚公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
吾川郡いの町越裏門字宮向235番3から吾川郡いの町越裏門字宮向45番6まで	前	3.4 ） 26.2	200
	後	8.5 ）	

33.2

高知県告示第789号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成30年10月5日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年10月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 奥の谷日比原
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
吾川郡いの町清水下分字平松2539番1から吾川郡いの町清水下分字上ハナロ972番まで	前	3.9 ） 9.7	119
	後	5.4 ） 49.9	

公 告

高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）第18条の規定により、平成29年度における公文書の開示の運用状況を次のとおり公表する。

平成30年10月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 公文書開示請求件数（以下「請求件数」という。）及び決定内容等の内訳

請 求 件 数	1,733件	
決 定 内	開 示	1,060件
	部 分 開 示	479件
	非 開 示	13件
存 否 応 答 拒 否	2 件	

容 等	不 存 在	107件
	不 受 理	2 件
	取 下 げ	454件

- 2 審査請求の件数及び処理件数等（平成30年3月末現在）

審査請求の件数	平成28年度繰越し分	0 件
	平成29年度分	5 件
処理件数	認 容	0 件
	一部認容	1 件
	却 下	0 件
	棄 却	0 件
	取 下 げ	0 件
審 理 中		4 件

- 3 開示請求者数（延べ数）

区 分	請求者数
県内に住所を有する個人	377件
県外に住所を有する個人	66件
県内に事務所又は事業所を有する法人及びその他の団体	1,007件
県外に事務所又は事業所を有する法人及びその他の団体	283件
計	1,733件

4 実施機関別決定件数及び決定内容等の内訳

(単位：件)

実施機関	知 事														議 会	教 育 委 員 会	選 挙 管 理 委 員 会	人 事 委 員 会	監 査 委 員 会	公 安 委 員 会	警 察 本 部 長 会	労 働 委 員 会	収 用 委 員 会	海 区 漁 業 調 整 委 員 会	内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	公 営 企 業 管 理 者	高 知 県 公 立 大 学 法 人	合 計	
	総 務 部	危 機 管 理 部	健 康 政 策 部	地 域 福 祉 部	文 化 生 活 ス ポー ツ 部	産 業 振 興 推 進 部	中 山 間 振 興 ・ 交 通 部	商 工 労 働 興 振 部	観 光 振 興 部	農 業 振 興 部	林 業 振 興 ・ 環 境 部	水 産 振 興 部	土 木 部	会 計 管 理 局															
請 求 件 数	53	19	202	19	54	12	8	35	18	62	118	36	809	3	1,448	4	119	9	1							20	4	1,733	
決 定 内 容 等	開 示	19	13	164	12	58	3	5	19	5	43	62	31	438	2	874	2	101									21	2	1,060
	部 分 開 示	32	10	50	7	16	11	3	19	7	8	21	5	208		397	1	22	8								2	1	479
	非 開 示	1		8										3		12		1											13
	存 否 応 答 拒 否			1												1											1		2
	不 存 在	6		3		1		1			5	49	1	21		87	1		1										107
	不 受 理											1				1													2
	取 下 げ	13	3	21	7	10	2	1	2	9	27	16	12	276	1	400		47	1	1							2	1	454

注 1件の請求につき複数の開示決定がなされる場合があるため、請求件数と決定内容等の件数とが一致していない。

高知県個人情報保護条例（平成13年高知県条例第2号）第42条の規定により、平成29年度における個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

平成30年10月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 個人情報取扱事務登録簿の登録件数
2,979件
- 2 個人情報開示請求の件数（以下「請求件数」という。）及び決定内容等の内訳

請 求 件 数	173件	
決 定 内 容 等	決 開 示	45件
	部 分 開 示	136件
	非 開 示	0件
	存 否 応 答 拒 否	1件
	不 存 在	17件
	不 受 理	1件
	取 下 げ	5件

- 3 個人情報訂正請求の件数
0件
- 4 個人情報是正請求の件数
0件
- 5 口頭による開示請求の件数
8,177件
- 6 審査請求の件数及び処理件数
審査請求の件数 1件
処理件数 1件
- 7 事業者に対する説明等の要求件数
0件
- 8 事業者に対する是正の勧告件数
0件
- 9 事業者が勧告に従わなかった旨等の事実の公表件数
0件
- 10 開示請求者数（延べ数）

区 分	請求者数
県内に住所を有する本人	147人
県外に住所を有する本人	14人
県内に住所を有する未成年者又は成年被後見人の法定代理人	0人
県外に住所を有する未成年者又は成年被後見人の法定代理人	1人
県内に住所を有する遺族等	5人
県外に住所を有する遺族等	6人
計	173人

11 実施機関別個人情報取扱事務登録簿の登録件数等の内訳

(単位：件)

実施機関	知 事														議 会	教 育 委 員 会	選 挙 管 理 委 員 会	人 事 委 員 会	監 査 委 員 会	公 安 委 員 会	警 察 本 部 長	労 働 委 員 会	収 用 委 員 会	海 区 漁 業 調 整 委 員 会	内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	公 営 企 業 管 理 者	高 知 県 公 立 大 学 法 人	合 計		
	総 務 部	危 機 管 理 部	健 康 政 策 部	地 域 福 祉 部	文 化 生 活 ス ポー ツ 部	産 業 振 興 推 進 部	中 山 間 振 興 ・ 交 通 部	商 工 労 働 部	観 光 振 興 部	農 業 振 興 部	林 業 振 興 ・ 環 境 部	水 産 振 興 部	土 木 部	会 計 管 理 局																
個人情報取扱事務登録簿の登録件数	127	27	430	365	165	53	34	152	25	338	241	69	225	10	2,261	22	239	34	23	10	6	226	12	11	5	5	44	81	2,979	
請求件数	5		3	4	10					2	4		19		47		31		30			63							173	
決 定 内 容 等	開 示	6		1	1	5				1			14		28		17												45	
	部 分 開 示	2			3	5					2		9		21		30		30			54		1					136	
	非 開 示																													
	存 否 応 答 拒 否																						1						1	
	不 存 在			1								2		4		7					1		9						17	
	不 受 理																						1						1	
	取 下 げ			1							1					2		1					1		1				5	
口頭による開示請求件数			48	47			1								96		2,131					5,529						421	8,177	

注 1件の請求につき複数の開示決定がなされる場合があるため、請求件数と決定内容等の件数とが一致していない。

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成30年10月5日

高知県教育長 伊藤 博明

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
高知県教育情報通信ネットワークシステム再構築事業委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県教育委員会事務局教育政策課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年8月8日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社S T N e t 香川県高松市春日町1735番地3
- 5 随意契約に係る契約金額
231,530,940円
- 6 契約の相手方を決定した手続
公募型プロポーザル方式による随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第11条第1項第1号に該当するため



地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成30年10月5日

高知県教育長 伊藤 博明

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
県立学校情報通信設備（公衆無線LAN環境）整備事業委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県教育委員会事務局教育政策課 高知市丸ノ内一丁目7番52号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成30年8月13日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社高知電子計算センター 高知市本町四丁目1番16号
- 5 随意契約に係る契約金額

77,220,000円

- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に該当するため